

成長産業育成のための研究開発支援事業

（成長産業育成コンソーシアム発研究）

応募に関するよくある質問

R7. 4

1. 【制度目的・概要について】	
質 問	回 答
①この事業の目的は何ですか。	現在兵庫県内企業の活性化に向けて、次世代産業分野の「ロボット・AI・IoT」「航空・宇宙」「環境・水素等新エネルギー」「健康・医療」のイノベーション創出を促進するため、大学等の専門家のご指導を受けながら、成長産業育成コンソーシアム活動に取り組んでおり、今回コンソーシアム活動を通じて、新技術、新事業等の提案に対して、実用化、社会実装に向けた展開を促進するため、研究プロジェクトを支援する提案応募型の研究を補助することを目的としています。
②委託事業ではないのですか。	本事業は、委託事業ではなく補助事業です。研究提案募集により研究プロジェクトの研究に必要な経費を新産業創造研究機構が補助します。補助事業であるため、共同研究チームが主体的に研究プロジェクトを進めていただく必要があります。
③なぜ「補助期間が最長2年」なのですか。	本事業は、国等の競争的資金の獲得等による本格的な研究へのステップアップも目的のひとつとしているため、本フェーズを一定期間で完了し、次のステップにつなぐ、あるいは実用化に向かえるよう最長2年間としています。
④研究開発終了後、必ず本格的な研究につなげなければならないのですか。また、必ず国等の競争的資金に応募しなければならないのですか。	研究開発終了後は、研究テーマ内容により、国等の競争的資金等を活用して本格的な研究へ繋げるよう努めていただく必要があります。応募及び採択の状況については、事業実施後5年間、追跡調査をさせていただき、状況によっては直接事情をお聞きする場合がありますのでご了承ください。なお、資金の種別（補助・委託・出資・融資）や事業の実施者（国・独立行政法人・公益法人・県・市町など）は、特に問いません。なお、本研究開発終了後事業化する場合は、国等の競争的資金を活用した本格的な研究の必要はありません。
⑤補助事業で取得した機械装置等の設備の扱いはどうなりますか。	この補助事業で取得した財産の所有権は、共同研究チームにあります。ただし、補助事業以外の目的で使用することは認められず、事業終了後、譲渡や他の用途へ転用する場合には、補助金の返還等別に定める規定に従っていただきます。

⑥補助事業で取得した特許等の扱いはどのようになりますか。	この補助事業の実施により得られた知的所有権等の研究成果は、共同研究チームに帰属します。所有持分については、共同研究チーム内で協議してください。
------------------------------	---

2. 【応募要件・資格について】

質 問	回 答
①成長産業育成コンソーシアムに参加していないと応募できませんか。	共同研究チームの「産」の方は、成長産業育成コンソーシアムに参加していただくことが必須となります。また、兵庫県内に研究開発拠点がある民間企業に限定されます。
②産学官で構成されていないと応募できませんか。	「産・学・官」、「産・学」、「産・官」のいずれかで構成され、「産」のうち少なくとも2者が県内に研究開発拠点を有し、かつ県内で研究活動を行っている中小企業者を代表機関とする共同研究チームが応募できます。各機関は研究プロジェクトへの実質的な参加が必要です。
③代表機関の役割は何ですか。	構成員の「産」の中から代表機関を選任し、代表機関が補助事業の応募等を行います。研究の実施、補助金の受け入れ等の事務的管理、補助研究期間終了後の検査への対応等、研究プロジェクト全体の遂行について、一切の責任を負っていただきます。そのため、それらを実施できる能力がある機関を代表機関として選任してください。
④代表機関にはどこがなれますか。	代表機関には、共同研究チーム内の「産」の方がなれます。代表機関は県内に研究開発拠点を持つ中小企業である必要があります。（検査等は県内拠点で実施します。）
⑤プロジェクト・リーダーの役割は何ですか。	研究プロジェクトの運営管理、共同研究チーム内の構成員相互の研究調整等を行っていただきます。
⑥プロジェクト・リーダーには誰がなれますか。	共同研究チームの代表機関に属する方（個人）がなれます。代表機関を含めた研究チーム内の調整を十分に実施できる能力を有する方である必要があります。
⑦採択が決まると研究提案書に記載した補助金希望額が確約されるのですか。	研究提案書に記載の補助金希望額が、確約されているわけではありません。採択後、ヒアリングや補助金交付申請手続きを経て、予算の範囲内で必要と認められる補助金額が決定され、研究期間終了後、帳票検査の結果補助金として認められた金額が補助金として支給されます。

3. 【対象産業分野について】

質 問	回 答
①対象産業分野は何ですか。	成長産業分野の①ロボット・AI・IoT、②航空・宇宙、③環境・水素等新エネルギー、④健康・医療の4分野です。これらの産業分野の事業拡大又は新規参入を目的とする研究を対象とします。
②複数の分野にまたがる場合はどうするのですか。	分野が複数の分野にまたがっていても問題ありません。ただし、研究提案書の分野選択においては、何が「主な分野」に該当するのか示す必要があります。

③補助率、補助金の額はどうか。	採択プロジェクト1件に対し、10万円以上～1000万円以内の範囲で、いずれも定額（補助率100%）を補助します。ただし、消費税等補助対象外の経費がありますので、共同研究チームで負担いただく経費は通常発生します。また、補助金額については、補助金希望額を限度に新産業創造研究機構予算の範囲内で必要と認められる額に変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
-----------------	---

4. 【評価・採択について】	
質 問	回 答
①評価・採択はどのように行われるのですか。	評価は、選定・評価委員会を開催し、書面による1次評価と共同研究チームによるプレゼンテーション（ヒアリング）による2次評価を行います。その結果を踏まえ、新産業創造研究機構が採択プロジェクトを決定します。なお、2次評価へ進まなかった研究プロジェクトについては、速やかにその旨を連絡します。選定に係る評価の視点については「募集要領」をご覧ください。
②選定・評価委員はどのような人がなっていますか。	成長産業育成コンソーシアムに関わる方から選任しております。評価の公平性を保つ必要から、選定・評価委員の氏名等は公表しません。
③採択決定はいつ頃ですか。	採択予定時期は6月下旬頃を予定しています。（「募集要領」に記載していますので参照してください。）ただし、採択決定の時期はあくまでも予定であり、前後する場合がありますので、ご了承ください。
④採択数はどのくらいですか。	採択数は特に限定しておりません。年度の予算総額等によります。
⑤不採択の場合にも通知がありますか。	不採択の場合にも、書面で通知します。なお、不採択の理由その他評価の経過等については、お答えできません。

5. 【研究提案書について】	
質 問	回 答
①募集要領、研究提案書の入手はどうすればいいですか。	新産業創造研究機構（NIRO）ホームページから募集要領等をダウンロードできます。なお、募集説明会は特に計画しておりませんので、必要に応じて各分野の担当者にお問合せください。なお、これらの方法で入手できない方は、弊財団にお問い合わせください。
②英文での募集要領はないのですか。	本制度は、応募・評価等の採択プロセス及び成果の報告に至るまで日本語によることとしており、英文での募集要領は作成していません。
③インターネット（電子メール）で研究提案書は提出できないのですか。	電子メール等での提出には対応できません。研究提案書は記述内容を充分にご確認いただき、必ず期限までにご提出ください。 郵送・持参の別は問いません。

④持参と郵送で有利不利はありますか。	持参と郵送による取り扱いの違いはありません。ただし、郵送による提出については、不足する書類が著しく多い場合など、締切日までに受付できないこともありますので、提出に際しては十分ご注意ください。
⑤研究提案書を郵送した場合、締切日当日の消印は有効ですか。	締切時間以降の到着は無効とし受理しません。持参の場合には締切日の受付時間内までに持参ください。締切時間を過ぎたものについては、一切受付せず、ご提出頂いた資料については返送させていただきます。
⑥研究提案書の記載方法について不明な点がある場合は、相談に応じてもらえますか。	書類の書き方等のご相談に応じますので、募集要領の提出先（お問い合わせ先）にご連絡ください。
⑦設立後間もない法人で、直近2期分の財務状況が記載できないのですが。	可能な範囲で記載してください。また、研究提案書【様式5】の資金計画に、詳細な資金計画を記載してください。
⑧研究提案書の作成にあたり、フォーマットを変更していいですか。	研究提案書の記載項目は変更しないでください。ただし、記入内容の分量に応じて項目の間隔等を調整いただくことは可能です。枚数指定をしていないものについては、ページ増減可能ですが、ページ数については「研究提案書チェックシート」に記載の枚数内としてください。
⑨不採択案件と同じものを次年度以降で再提案は可能ですか。	提案いただくことは可能ですが、不採択となった理由を検討し、内容を改善いただく必要があります。何ら内容を変更することなく再提案いただいても採択は困難です。
⑩研究提案書に経費根拠として見積書を添付する必要がありますか。	研究提案の段階では見積書を添付いただく必要はありません。ただし、採択後、補助金交付要綱に基づき補助金交付申請書を提出いただく際に必要となります。
⑪提出した研究提案書の取扱いはどうなりますか。	採択・不採択いずれの場合も研究提案書は原則非公開です。ただし、採択された場合、代表機関名（代表者名）、構成機関名、プロジェクト・リーダー、研究プロジェクト名、研究の概要を公表します。なお、提出いただいた研究提案書は返却しません。
⑫この補助事業に異なる内容で複数の応募をしてもいいですか。	複数の提案をいただくことは可能であり、優れた案件であった場合、複数採択されることも考えられます。その際には、それらの案件が遅滞なく行われるかどうか共同研究チーム内でよくご検討ください。また、複数応募については、代表機関だけでなく、構成機関、プロジェクト・リーダーについても同様の考え方です。
⑬国等の補助や委託事業に類似又は同一内容で応募することは可能ですか。	類似又は同一の研究テーマで国等の補助や委託事業に応募いただくことは可能ですが、必ず、他に応募されている補助や委託事業の内容を研究提案書に明記してください。なお、同一の内容で複数の補助や委託を受けられませんので、その場合は、速やかにご連絡ください。既に同一の研究テーマで県や国等の補助や委託事業を受けたことがある、あるいは現に受けている場合は、本事業に重ねて応募いただくことはできません。この取扱いについては、共同研究チーム内の構成員の1者が代表として応募している場合も同様です。研究提案書に虚偽の内容があれば、採択を取り消す場合もあります。

6. 【補助事業の実施について】	
質 問	回 答
①補助事業で採択された時に、新産業創造研究機構と契約等が必要ですか。また補助事業をいつから開始できるのですか。	新産業創造研究機構と特別な契約行為をしていただくことはありません。補助事業は、補助金交付決定日から開始可能となります。採択決定後、補助金交付決定手続き等が必要です。補助事業であるため、共同研究チームが主体的に研究プロジェクトを進めていただく必要があります。
②補助金交付決定前に本事業のために執行したものは対象となりますか。	対象となりません。補助金の対象となるのは、補助金交付決定日以降に発注等に着手したものに限りです。（なお、見積については事前準備と見なすことが可能なことから、補助金交付決定日以前のものでも対象とします。）
③補助対象とならない費用についてどのようなものがありますか。	申請いただいた研究内容以外に使用する経費、経理担当者等の間接的に携わる者の人件費、研究開発に直接的に携わる研究者にかかる各種手当や福利厚生費等は対象となりません。また、消費税、汎用性の高い機器（パソコン、コピー機、事務机等）等も原則補助対象外です。振込手数料も原則補助対象外です。
④補助事業の中で、自社で製造販売したものは補助の対象となりますか。	相手が自社だけでなく、子会社（密接な関係を持つ関連会社を含む）、自社の従業員や役員個人、共同研究チームの構成機関であっても原則対象となりません。研究プロジェクトは、共同研究チームで協力して進められるものと考えています。どうしても自社等の製品を補助事業で取得しないと当該研究が遂行できないという明確な理由がある場合は、個別にご相談ください。原則は対象外ですが、利潤や人件費等を除外した、当該製品の原材料費等について限定的に認める場合があります。
⑤代表機関で発生する一般管理費は補助対象となりますか。	補助対象となりません。当該事業で対象としている事務的経費は、大学・高専と共同研究を実施するにあたり、大学等の規程により義務的に支払う必要のある事務的経費のみです。詳しくは募集要領5.（3）※7)を参照願います。
⑥消費税の扱いはどうなりますか。	消費税は原則対象外であり、消費税を含まない金額が補助対象経費となります。旅費・交通費は消費税を割り戻した金額で計上してください。その際は実費による交通費（切符）の支給、各機関における旅費規程に基づく旅費支給、どちらにおいても消費税を割り戻してください。
⑦補助金の支払いはどうに行われるのですか。	交付決定後、帳票検査により費用処理が適切と認められた後、代表機関より補助金請求書を提出いただき、代表機関に精算払いをする予定です。
⑧補助金を構成員間でどのように配分するのですか。	代表機関以外の構成機関で発生する経費については、①代表機関が一括経理処理（代表機関で発注・支払いを行い、各機関に納品。所有は代表機関）とする、あるいは、②構成機関間で協議の上契約等を交わし、補助金を配分することも可能です。ただし、各構成機関へ補助金を配分した場合でも、構成機関における経理執行状況も代表機関が責任

	を負うこととなります。支払い関係の証拠書類等も代表機関が支払いを行った場合と同様に用意する必要がありますので、ご留意願います。
⑨講習会・学会等への参加費用は認められますか。	研究に必要な場合は認められますが、出張報告書と、当該年度中の研究プロジェクトにどのように反映できたか（役立ったか）を記載した資料の提出が必要です。
⑩海外出張はなぜ対象とならないのですか。	基本的に、限られた補助金額の中で、旅費の研究費に対する割合が大きくなることは、本事業の意図するところではなく、また、海外の場合、実績確認が難しいことから、海外出張は対象としておりません。
⑪2年間の研究で、1年目の補助金の一部を2年目に回すなど、1年目と2年目の配分を変更することはできますか。	できません。2年間の研究では、研究提案書に記載した1年目、2年目それぞれの補助金希望額の範囲内で、年度ごとの交付上限額を決定します。採択後、1年目の残額を2年目に回すこと等はできませんので、配分を十分検討し、資金計画を作成してください。

7. 【補助事業終了後の対応について】	
質 問	回 答
①補助事業終了後、何か報告する義務はあるのですか。	本格的研究への移行状況や実用化研究の進捗状況、国等の競争的資金への応募及び採択状況や特許等の取得状況等について、事業終了後5年間に渡り、ご報告をいただきます。また、取得財産の管理状況についても報告していただきます。その他、補助事業の成果を発表いただくことがあります。
②補助事業による取得財産の取扱い	補助事業終了後は管理台帳により管理していただきます。研究開発を引き続き実施する場合は取得財産を有効に活用いただいて結構ですが、当該研究開発以外の目的に使用する場合には制限があります。その際には事前に承認が必要となり、場合によっては補助金を返納いただく必要がありますのでご留意ください。